

第1章 清掃・リサイクル事業の体系等

1 清掃・リサイクル事業に関する法体系

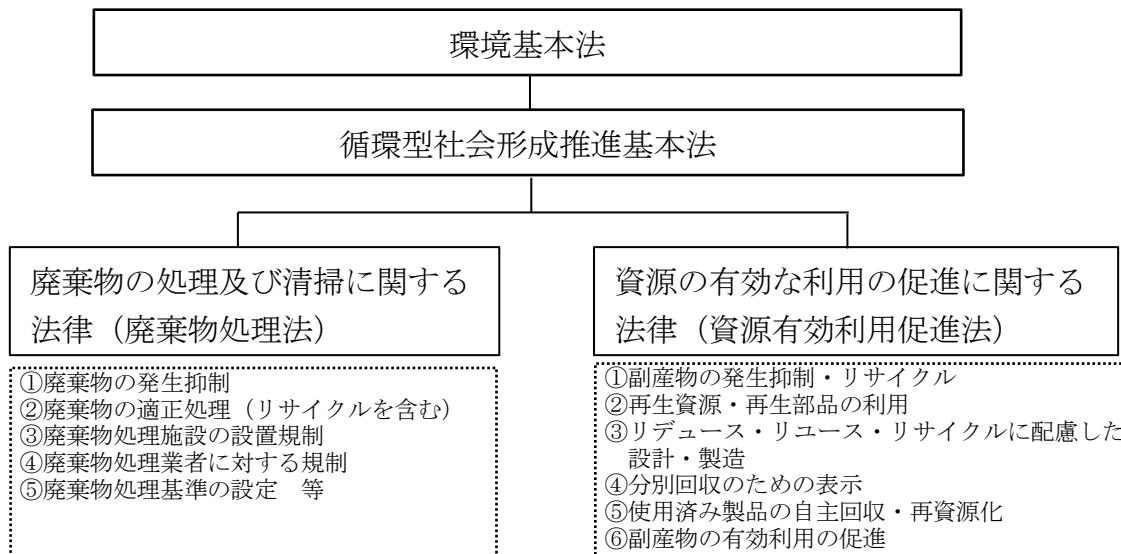
清掃・リサイクル事業については、「環境基本法」において環境政策における基本方針などが定められており、「循環型社会形成推進基本法」において循環型社会を形成するための基本方針などが定められています。

また、具体的な廃棄物や資源の取扱いについては、「廃棄物の適正処理に関する法律（廃棄物処理法）」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が定められています。

また、この他に、個別品目の特性に応じた法律として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法が定められています

また、関連する法律として、グリーン購入法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法、浄化槽法などが定められています。（詳細は資料編P1 資料1-1を参照）

各自治体は、これらの法律に基づき、廃棄物の処理事業や資源の有効活用事業について、条例や行政計画を定め、事業に取り組んでいます。



2 23区における役割分担

一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務は原則として市町村が担い、産業廃棄物の処理に関する事務は原則として都道府県が担うこととされています。しかし、23区の区域においては、東京都が長きにわたって一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務を担っていました。

この取扱いの見直しについて、都区間の協議を経て法改正が行われ、平成12年（2000年）の4月から、23区がそれぞれ一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務を担うことになりました。

ただし、清掃工場やし尿処理施設の運営などを23区それぞれで行うことは困難であるため、23区は「東京二十三区清掃一部事務組合」を設置し、清掃工場の運営などを共同処理することとしています。

また、一般廃棄物の最終処分を行う「新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場」は東京都の施設であり、23区は独自の最終処分施設を持たないため、最終処分の業務については、東京都に委託して実施しています。

【23区における清掃事業の役割分担のイメージ（可燃ごみの例）】



世田谷区では、東京都からの事業移管後、ごみの減量を区政の重要課題と位置付け重点的に取り組むとともに、事業移管前から区が独自に取り組んできた資源回収事業等の一層の充実に取り組んできました。

その結果、令和6年度には区移管前の平成11年度と比較して、区民1人1日あたりのごみ排出量は約44%の減量となり、資源のリサイクル率は約2.8倍となる成果をあげています。

区では、ごみの発生・排出抑制に重点を置き、清掃・リサイクル施策を積極的に推進することで、健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会」の実現を目指していきます。

3 廃棄物の処理、資源の有効活用に関する区の条例、行政計画等

(1) 世田谷区清掃・リサイクル条例

東京都からの事業移管に合わせて、世田谷区では、「世田谷区清掃・リサイクル条例」を定め、区が取扱う清掃・リサイクル事業の基本理念、区・事業者・区民の責務、区が取り組む事業の内容、廃棄物処理手数料の額などを定めています。

(詳細は資料編 P2 資料 1-2 参照)

世田谷区清掃・リサイクル条例

第1章 総則

- 第1節 通則
- 第2節 区の責務等
- 第3節 事業者の責務
- 第4節 区民の責務
- 第5節 世田谷区清掃・リサイクル審議会

第2章 再利用等による廃棄物の減量

- 第1節 区の減量義務等
- 第2節 事業者の減量義務
- 第3節 区民の減量義務

第3章 廃棄物の適正処理

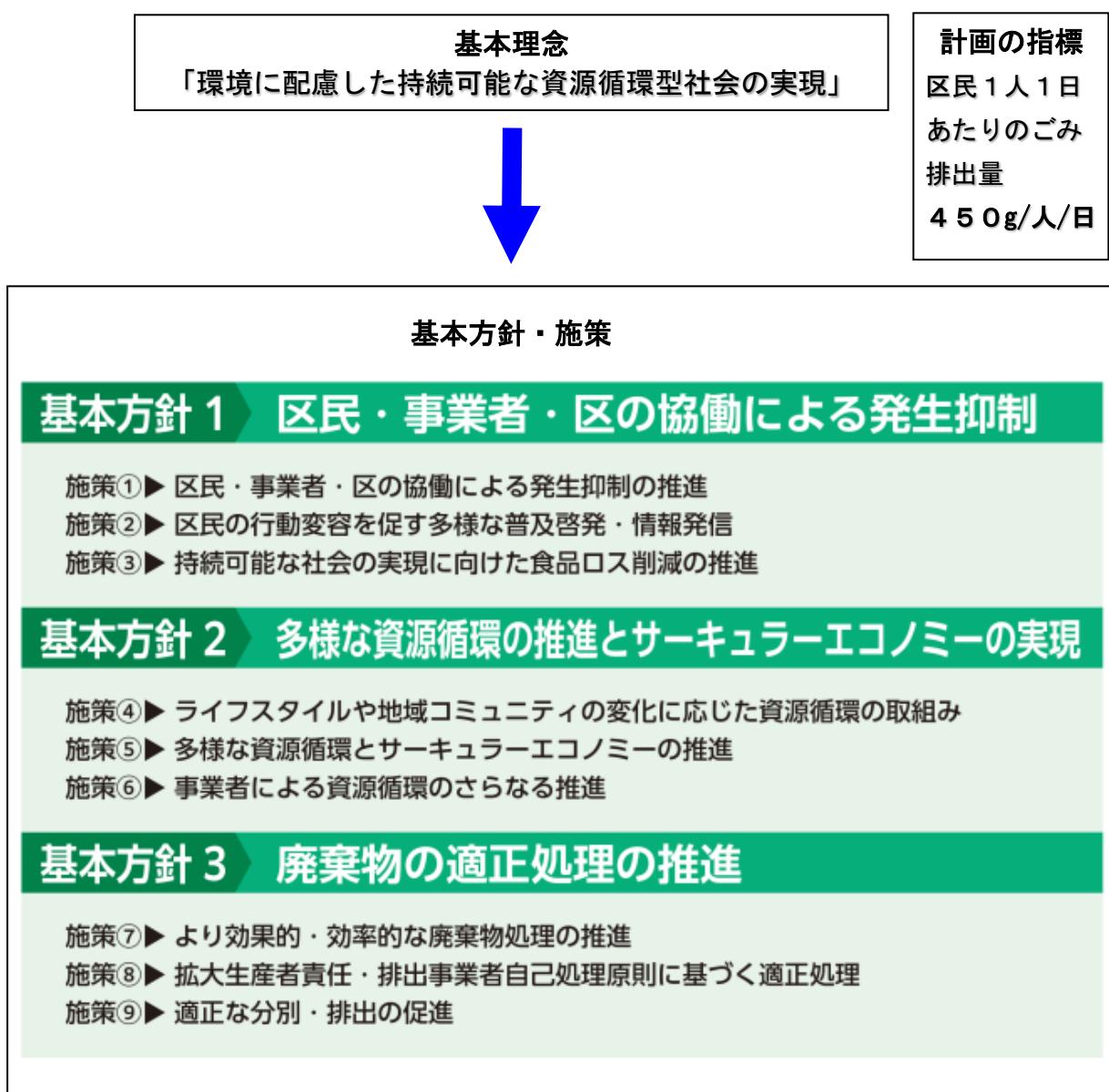
- 第1節 通則
- 第2節 指定する者以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等
- 第3節 適正処理困難物の抑制
- 第4節 一般廃棄物の処理
- 第5節 産業廃棄物の処理
- 第6節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置
- 第7節 廃棄物処理手数料
- 第4章 一般廃棄物処理業
- 第5章 凈化槽清掃業
- 第6章 地球環境の清潔保持
- 第7章 雜則
- 第8章 罰則

(2) 世田谷区一般廃棄物処理基本計画

(令和7年度／2025年度～令和16年度／2034年度)

世田谷区一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法」に基づき区市町村が策定する法定計画となります。計画には、法令や世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき、廃棄物の適正処理に関する事項のほか、資源の有効利用の促進に関する事項などを定めています。（詳細は資料編P39 資料2-1参照）

■計画の構成



■計画の指標

指 標	実績値 (令和6(2024) 年度)	目標値 (令和16(2034) 年度)
区民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人/日)※1	490	450

※1 ごみ排出量=区ごみ収集量（可燃・不燃・粗大ごみ）(t) ÷ 人口(人) ÷ 365(日)
(うるう年は366日)

■施策の体系

施策①▶区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【①-1】大学や事業者、地域団体等と連携した啓発事業の展開 【①-2】子育て世帯への啓発拡充、出張講座の拡充 【①-3】区民や地域団体等と連携した各種講座・講師派遣の充実 	施策⑥▶事業者による資源循環のさらなる推進 <ul style="list-style-type: none"> 【⑥-1】事業系リサイクルシステムの利用促進 【⑥-2】再利用計画書による効果的なごみ減量対策の分析 【⑥-3】緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進 【⑥-4】区施設から排出されるごみの減量・資源化
施策②▶区民の行動変容を促す多様な普及啓発・情報発信 <ul style="list-style-type: none"> 【②-1】保育園・小学校等における環境学習の推進 【②-2】「せたがやエコフレンドリーショップ」の登録拡大と利用促進 【②-3】デジタル技術を活用したより効果的な情報発信 【②-4】普及啓発施設でのより効果的な事業展開 【②-5】多様化する地域コミュニティに対応した情報提供 	施策⑦▶より効果的・効率的な廃棄物処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【⑦-1】利便性の高い粗大ごみ受付システムの構築 【⑦-2】区民が安心して暮らせる収集事業の展開 【⑦-3】より効果的・効率的な収集体制や組織の構築 【⑦-4】災害時を想定した廃棄物対策の推進 【⑦-5】清掃間連施設の適切な維持管理による安定的な収集事業の継続 【⑦-6】経済的インセンティブによるごみ減量施策の検討
施策③▶持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【③-1】食品ロスに関する多様な情報発信の充実 【③-2】学校、事業者、地域団体等と連携した食品ロス削減の推進 【③-3】食品ロス・食品廃棄物の有効利用 【③-4】事業系の食品廃棄物削減や食品リサイクルの推進 	施策⑧▶拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理 <ul style="list-style-type: none"> 【⑧-1】事業用大規模建築物への立入調査の拡充 【⑧-2】事業系一般廃棄物ガイドブックによる周知 【⑧-3】事業系有料ごみ処理券貼付の指導徹底
施策④▶ライフスタイルや地域コミュニティの変化に応じた資源循環の取組み <ul style="list-style-type: none"> 【④-1】リユースの推進による地域での資源循環 【④-2】子育て世代を対象としたリユースの推進 【④-3】地域での資源回収活動やごみ減量・リサイクル推進委員会への支援 【④-4】フリーマーケットなど地域団体の取組みに関する情報提供の充実 	施策⑨▶適正な分別・排出の促進 <ul style="list-style-type: none"> 【⑨-1】リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進 【⑨-2】不適正排出の防止 【⑨-3】在宅医療における自己注射の針の安全な回収促進 【⑨-4】水銀を含む体温計・血圧計などの適正処理
施策⑤▶多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進 <ul style="list-style-type: none"> 【⑤-1】プラスチックの発生抑制の徹底と分別収集・再資源化による資源循環 【⑤-2】普及啓発施設でのプラスチック資源循環についての啓発 【⑤-3】不燃ごみの全量資源化と粗大ごみの資源化の推進 【⑤-4】可燃ごみに含まれる資源化可能物の資源化と再生製品の利用促進 【⑤-5】事業者による自主的な資源回収の促進 【⑤-6】区施設での拠点回収の実施 【⑤-7】地域における新たな資源循環の検討 	

(3) 世田谷区一般廃棄物処理実施計画（年度ごとに策定）

世田谷区一般廃棄物処理基本計画に基づく一般廃棄物の処理に関する年度ごとの事業計画を策定しています。

(4) 世田谷区分別収集計画（第10期）

（令和5年度／2023年度～令和9年度／2027年度）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく容器包装廃棄物の分別収集について、対象品目や収集方法などを定めています。

(5) 世田谷区食品ロス削減推進計画（令和4年7月策定）

（令和4年度／2022年度～令和12年度／2030年度）

世田谷区食品ロス削減推進計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、SDGsゴール12（「つくる責任 つかう責任」）を参考に、食品ロスの削減に向けた区の目標や方針等を定めるものです。

■基本理念

食べ物を大切にして、食品ロスを出さないことで環境への負荷を減らし、将来に渡って幸せな生活を営むことができる社会の実現をめざします。

■計画の目標

①食品ロスの削減目標

2030年までに家庭及び事業所から出る食品ロスの量を2000年比で半減

家庭系食品ロス削減量 2,400 t (2019年比)

事業系食品ロス削減量 4,400 t (2019年比)

	2000年	2019年	2030年目標
家庭系食品ロス量	15,400 t	10,100 t	7,700 t
事業系食品ロス量	25,600 t	17,200 t	12,800 t

②食品廃棄物（非可食部分）の削減目標

区民・事業者の取組みを促し、食品廃棄物のリサイクル率を向上させ、将来的に削減

■目標の達成に向けた体系

目標の達成に向けた体系

区民の役割

取組み方針1 食品ロス問題の現状を理解します

取組み内容 1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます
区が行う施策 食品ロスに関する情報発信の充実、食品ロス削減啓発イベントの実施 等

取組み内容 2 食品ロスを削減するために自らができるることを考えます
区が行う施策 食品ロス削減に関する教育・情報提供 等

取組み方針2 日々の生活で“もったいない”を意識し、社会全体で食品ロスを削減できるよう行動します

取組み内容 1 食品ロスを削減するためにできることを日頃の生活から実践します
区が行う施策 食品ロス削減の工夫をまとめた冊子・ホームページの作成

取組み内容 2 飲食店・小売店と双方向でコミュニケーションを取りよう努めます
区が行う施策 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり

取組み内容 3 食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店などを応援します
区が行う施策 商店街との連携による食品ロス削減の啓発、食品ロス削減に取り組む店舗の周知

事業者の役割

取組み方針3 食品ロス問題の現状を理解します

取組み内容 1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます
区が行う施策 食品ロスに関する情報発信の充実、オフィス内における食品ロス削減支援

取組み内容 2 自分たちの取組みを区民に情報提供します
区が行う施策 民間事業者の取組み事例に関する情報の収集及び周知

取組み内容 3 国や都が実施する食品ロス削減運動に協力します
区が行う施策 国や都が実施する食品ロス削減運動の紹介

取組み方針4 日々の事業活動から排出される食品廃棄物の削減に努めます

取組み内容 1 他事業者や行政等と連携します
区が行う施策 食品ロス削減ネットワークの構築、民間事業者との連携の充実

取組み内容 2 利用者と双方向でコミュニケーションを取りよう努めます
区が行う施策 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり 等

取組み内容 3 事業活動に伴う食品廃棄物の削減に努めるとともに、適切に再生利用を行います
区が行う施策 食品廃棄物削減の促進、事業者間の食品ロス削減に向けた連携促進 等

行政の役割

取組み方針5 区民・事業者・行政それぞれが主体的に行動できる環境づくりを進めます

取組み内容 1 区民や事業者への情報発信を充実させます
区が行う施策 様々な媒体を活用した情報発信の充実、イベント等におけるPR活動の実施

取組み内容 2 行政自らが食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組みます
区が行う施策 食品ロス削減に向けた意識の醸成と取組みの推進 等

取組み内容 3 食品ロス削減事業を充実させます
区が行う施策 フードドライブ事業の充実、食品ロス削減啓発事業の充実

取組み方針6 民間企業の技術や活力等を活用して、区民・事業者の取組みを支援します

取組み内容 1 官・民・学で連携を進めます
区が行う施策 食品ロス削減ネットワークの構築、民間事業者との連携の充実 等

取組み内容 2 民間企業や団体の先進的な取組みを活用します
区が行う施策 民間事業者の先進的事業の活用検討、スマートフォンアプリの活用 等

4 清掃・リサイクル事業に関するその他の行政計画等

(1) 世田谷区基本計画(令和6年度／2024年度～令和13年度／2031年度)

区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画である「世田谷区基本計画」においては、清掃・リサイクル事業は、分野別政策の1つである「快適で暮らしやすい生活環境の構築」に向けた政策として位置付けられています。

【現状と課題】 (抜粋)

2R（廃棄物のリデュース・リユース）に重点をおいた施策展開や、区民・事業者の意識醸成・行動変容の促進により、さらなるごみ減量と資源循環型社会の形成を推進する必要があります。

【施策の概要】 (抜粋)

ごみ減量と資源循環型社会の形成

ごみの減量を図り、区民に身近な食品ロス、生ごみ削減などに対する意識を変え、自発的な行動を促します。また、ものをすぐに捨てて買い替えるのではなく、長く使い続ける、手を加えてより長く使うなど、リユース意識の醸成と行動変容を促し、家庭からの廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者による3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動を支援します。

○主な事業 廃棄物削減に向けたリデュース（発生抑制）の推進

食品廃棄物（生ごみ）削減の推進（食品ロスの削減）

事業者主体の3R活動の促進

(2) 世田谷区実施計画

(令和6年度／2024年度～令和9年度／2027年度)

世田谷区実施計画における清掃・リサイクル事業に関する成果指標及び目標値は、次のとおりとなっています。

成果指標	目標値 (令和6年度)
区民1人1日あたりのごみ排出量	482g／人・日
家庭系食品ロス排出量（5年平均）	9,600 t
事業用大規模建築物におけるリサイクル率	62%

(3) 新たな行政経営への移行実現プラン

(令和6年度/2024年度～令和9年度/2027年度)

■ 計画の趣旨

持続可能な新たな行政経営への移行を着実に推進するため、新たな視点で各事業を見直し、区民サービスの向上や業務の効率化などに取り組むことを定める行政計画です。

■ 清掃・リサイクル事業における取組み（抜粋）

資源とごみの収集カレンダー編集、印刷、配布事業の見直し
集団回収届出の電子化の推進
有料粗大ごみ処理券のペーパーレス、キャッシュレス決済の導入
事業用大規模建築物への立入調査の効率化

(4) 世田谷区環境基本計画

(令和7年度／2025年度～令和12年度／2030年度)

■ 計画の趣旨

区の環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした行政計画であり、「一般廃棄物処理基本計画」とも補完・連携し合うものとして位置付けられています。

■ 清掃・リサイクル事業との関連（抜粋）

～区の環境施策の柱となる分野～

「消費と共に創・資源循環」

【現状】

◆ 国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の経済活動から、資源投入量・消費量を抑え、ストックを有効活用して付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラー エコノミー）」への移行をめざしています。地域での再生可能資源を可能な限り循環させ、活用し、生産から廃棄までのライフサイクルの各段階において、資源循環を徹底することで、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減を図り、持続可能な地域社会づくりを推進します。

◆ 2023 年度の 1 人 1 日当たりのごみ収集量は 500g と、前年度と比較して約 3.5% 減となって います。

◆ 2023 年度の資源回収量は 44,576t と、2022 年度と比較して約 4.9% 減となっています。

◆ I C T 化の進展など社会経済情勢の変化や区民のライフスタイルの変化の対応が必要となっています。

◆ エシカル消費に関する区民の認知度が低い一方で、関心があっても消費行動の変容に結びついていません。

【課題】

◆ エシカル消費に関して学習機会の創出などにより理解を広めるとともに、消費現場において消費者が選択できる環境づくりが必要です。

◆ ごみ量としては減少傾向にありますが、区の将来的な人口・世帯構成の変

化等を踏まえると、さらなるごみ減量に向けては、関心が低い若年層や転入者、大規模集合住宅などの居住形態に応じたごみ減量の取組みが課題となります。

- ◆ SDGsの達成や食品ロス削減、海洋プラスチック問題への対応などをさらに推進し、資源を浪費せずに循環的に使うなど、区民の日常生活での行動変容を促す取組みを進めていくことが必要です。

【対応の方向性】

- ◆ 生産・流通・販売に関わる事業者、商店街、消費者団体等による、環境に配慮した製品、サービスの共創や、エシカル消費を実践できる環境整備等による消費行動の変容、事業者におけるエシカル意識の醸成、シェアリングエコノミーの普及などを図ります。
- ◆ 子どもや若年層への普及・啓発による将来世代の意識醸成とともに、その効果を家族等の現役世代へ波及させ、エシカル関心層の増加を図ります。
- ◆ プラスチックの分別収集の検討やそれに先立つプラスチック発生抑制などを強化し、資源循環型社会の実現に向けた取組みを進めます。
- ◆ 民間事業者と連携して衣類などの資源循環に関する実証などに取組み、地域内での資源循環を促進していきます。
- ◆ 区民のリユースを促進し、ごみの減量に取り組みます。
- ◆ 気候変動対策等と連携し、組織横断的な相乗効果の高い資源循環の啓発事業を開展します。
- ◆ SNSやデジタルサイネージなど新たな技術を活用し、ターゲット層に対して資源循環見える化しつつ、より効果的にごみ減量につながる普及啓発を行います。
- ◆ 多言語対応・プッシュ通知機能のあるスマートフォン向け資源・ごみ分別アプリなどをより効果的に活用し、必要な方に必要なタイミングで情報が届くよう取組みを強化します。
- ◆ 有料ごみ処理のキャッシュレス決済などについて導入を検討し、デジタル技術を活用した区民の利便性の向上や効率的・安定的な収集体制の構築に努めます。

(5) 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

(令和5年度／2023年度～令和12年度／2030年度)

■ 計画の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定された計画です。また、「気候変動適応法」に基づく、区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための「地域気候変動適応計画」も兼ねています。

■清掃・リサイクル事業との関連（抜粋）

◇施策の柱I 区民の取組み支援

施策I-1 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進

③ごみの発生抑制への支援

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発
- ・ごみの発生抑制に関する普及啓発と取組み支援（資源回収の促進、区民主体の資源回収の支援、生ごみの減量促進）
- ・食品ロスの削減
- ・プラスチック使用製品の分別回収の検討

施策I-3 環境教育・環境学習

②学校等における環境教育・環境学習

- ・ごみ減量やリサイクル促進に関する環境学習の実施

③環境意識の醸成

- ・清掃・リサイクル関連施設等を活用した普及啓発

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
区民1人1日あたりのごみ排出量	536g/人・日	482g/人・日 (2024年度※)
家庭系食品ロス排出量 (5年平均)	10,100t (2019年度)	7,700t

※2030年度の目標を定めていないため、区一般廃棄物処理基本計画における2024年度目標値としている。

◇施策の柱II 事業者の取組み支援

施策II-1 脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進

③ごみの発生抑制への支援

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発
- ・ごみの発生抑制、再利用の2Rに関する普及啓発
- ・食品ロスの削減
- ・事業系リサイクルシステムの利用促進
- ・せたがやエコフレンドリーショップ（食品ロスやプラスチックごみの削減に取組む小売店や飲食店で認証された店舗）の利用促進

◇施策の柱VI 区役所の率先行動

施策VI-3 職員による環境配慮行動の推進

②職員の行動推進

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する行動推進

◇重点施策3【廃棄物】ごみ減量の推進

国や都では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の資源利用のあり方を見直し、気候変動問題や天然資源の枯渇などの環境問題にも対応するため、プラス

チックをはじめとする廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の再使用・再生利用などによる資源循環を更に促進しています。

世田谷区においても、2Rによるごみの減量を推進するとともに、取組みを行ってもなお排出される不用な「もの」について可能な限り資源としての有効活用を進めます。

●区民・事業者の2R（「リデュース」、「リユース」）行動の促進

区民・事業者に不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを働きかけます。また、更なる分別と排出ルールの徹底を図ることで、リサイクル可能な資源を有効活用し、限りある天然資源の循環に取り組みます。

●食品ロスの削減

「食品ロス削減推進計画」に基づき、フードドライブの実施やエコフレンドリーショップの登録店舗拡大など、食品ロス削減に向けた取組みを進めます。

●プラスチック使用製品の分別回収の検討

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、家庭から排出される使用済みプラスチック使用製品の分別収集・再商品化のあり方や、収集体制、中間処理施設の確保等について調査・検討を進めます。